

全日ア連総務第 021-047 号
2021 年 12 月 2 日

加盟団体各位
役員各位

(公社) 全日本アーチェリー連盟
代表理事 穂苺 美奈子
(公印省略)

会員の安全規定違反に対する対応について (報告)

日頃より本連盟の事業にご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、2021 年 8 月に「東京 2020 パラリンピック アーチェリー競技大会出場辞退」という報道がありました。
一般社団法人 日本身体障害者アーチェリー連盟の会員が練習の環境において「一人の選手が所有者に無断で複数台の弓に触れる」という行為が確認されたという内容でした。この事案は、「許可なく他人の弓具に触れてはならない」(全日本アーチェリー連盟安全規程 第 9 章 第 13 節) という安全規程に反する行為であり、また、選手自身の怪我や事故を招きかねない重大なことです。

当該選手は本連盟の会員でもあることから、この事案の関係者に対し、2021 年 8 月から複数回にわたり聞き取り調査を行うとともに、顧問弁護士にも助言を受け、9 月 11 日と 11 月 20 日の理事会にて慎重に協議してまいりました。

この度、日本身体障害者アーチェリー連盟からこの選手に対する処分、「無期限登録資格停止処分」懲戒処分規定第 4 条 1 項 (2) ③ が公表されたことを受け、本連盟としての対応を公表いたします。

対応：公益社団法人 全日本アーチェリー連盟は、当該選手に対する処分をしない。

理由：当該選手は、東京 2020 パラリンピック アーチェリー競技を辞退し、日本身体障害者アーチェリー連盟より「無期限登録資格停止処分」という懲戒処分を受けたことから、すでに非常に重い社会的制裁を受けているため。
また、現段階ではアーチェリー競技活動を行う意思が無いことを明らかにしているため。

付記：ただし、今後当該選手が、全日本アーチェリー連盟においてアーチェリー競技活動を行おうとした際には、その時の状況により再度処分を含めて対応を判断する。

以上

【会員・関係者の皆様へ】

許可なく他人の弓に触ることは、触った本人が自覚していなくとも、セッティングが変わる、あるいは部品が破損するなどの可能性があり、暴発・怪我を招きかねない重大な行為となります。無断で他人の弓具に触ることに私たちは改めて自覚する必要があります。

今後とも、皆様のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。